

国保の給付について

わたしたちの暮らしの安心と健康を支えている国民健康保険(国保)。今回は、国保で行っている主な給付サービスや健診事業についてご紹介します。

療養の給付(現物給付)

病气やけがをしたとき医

療機関に国保の保険証を出せば、医療費の3割から1割を負担し、治療を受けること

ができます。残りの医療費の7割から9割を国保が負担します。

●自己負担割合の違い

国保の自己負担割合は、年齢や所得などによって表1のように異なります。

表1 自己負担割合

年齢	自己負担割合	国保の給付割合
義務教育就学前まで	2割※1	8割
義務教育就学から69歳	3割	7割
70歳から74歳	1割 現役並み所得者は3割※2	9割 現役並み所得者は7割

※1 「乳幼児医療助成制度」が利用できます。詳細は子ども課へ。
※2 現役並み所得者：住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の被保険者およびその人と同じ世帯に属する70歳以上の被保険者。ただし、70歳以上の被保険者の収入の合計が、一定額未満の場合は届け出により1割負担となります。

表2 入院したときの食事代

① 一般(②・③以外の人)		1食260円
② 住民税非課税世帯(70歳以上の人は低所得者Ⅱ)	90日以内の入院(過去12か月の入院日数)	1食210円
	90日を超える入院(過去12か月の入院日数)	1食160円
③ ②のうち、所得が一定基準に満たない70歳以上の人(低所得者Ⅰ)		1食100円

※「住民税非課税世帯」「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の人は、入院のときに「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、国保年金課窓口へ申請してください。
※療養病床に入院する場合、別の基準があります。

●入院したときの食事代

入院中の食事にかかる費用のうち、表2に掲げる標準負担額が自己負担となり、残りを国保が負担します。

●現金給付

病院などの医療機関での診察や治療のほか、療養費などは、国保年金課窓口への申請などによって給付を受けることができます(表3)。

表3 現金給付(平成22年4月1日現在)

①	【療養費】 いったん費用の全額を自己負担しますが、後日申請により保険で認められた部分の払い戻しが受けられます。 ●医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具 ●医師が認めたあんま、はり、きゅう、マッサージ代 ●やむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき ●海外で診療を受けたとき(治療目的の渡航は除きます)など
②	【高額療養費】 1か月(暦月)の医療費(保険適用分)の自己負担額が入院などにより高額になり、法令で定められた限度額を超えた場合、超えた分の金額が高額療養費として支給されます。
③	【出産育児一時金】 被保険者が出産したときに、出生児1人につき39万円が支給されます(妊娠85日以上の死産、流産含む)。 ※産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合は42万円。また、平成21年10月1日出産分から、出産育児一時金を直接出産費用に充てることができるよう、原則として市役所から医療機関などに直接支払う仕組みになっています。 ※退職前に1年以上被保険者本人の資格を有し、退職日から6か月以内に出産した場合など、以前加入していた健康保険から受給された場合は、国保からは支給されません。
④	【葬祭費】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に4万円が支給されます。

①～④については申請が必要です。申請に必要な書類はお問い合わせください。また、それぞれの事実から2年を経過した場合は時効となり、支給されませんのでご注意ください。

療機関などに支払った保険給付費の総額は、6億4168万円になります。これを1世帯当たり計算すると1か月に約4万2千円の給付費が支払われたことになり(表4)。

●医療費の節減にご協力を

保険給付費の支払いは、みなさんが納付される国保税と国・県からの補助金などでまかなわれています。しかし、高齢化や景気の低迷などの影響によって、国保財政はとてつもない状況にあります。

日ごろから健康づくりに努めるなど、医療費の節減にご協力をお願いします。

表4 糸島市の保険給付費(6月)

区分	支払い金額
療養の給付(4月診療分)	5億6,375万円
療養費	671万円
高額療養費	6,842万円
出産育児一時金	240万円
葬祭費	40万円
合計	6億4,168万円
国保加入1世帯当たり	41,995円

(6月末現在加入世帯数 15,280世帯)

6月の給付費総額

平成22年6月に糸島市が国保の医療費などとして医

糸島市国保年金課
☎(332)2071

健康長寿福岡大会

健康長寿チャレンジャーのつどい

あなたも世界一元気な百寿者、鼻地三郎さんの健康長寿の秘けつを聴いてみませんか。

日時 9月28日(火)14時～16時
会場 アクロス福岡シンフォニーホール(福岡市中央区天神1-1-1)

定員 先着1,800人(参加費無料/入場整理券が必要)

申込方法 はがきに人数分の郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、郵送ください。
※人数分の入場整理券を送付します(はがき1枚で2人までの申し込み可)。定員になり次第、受け付けを終了いたします。

申込締切 9月10日(金)必着

申し込み・問い合わせ

福岡県後期高齢者医療広域連合「健康長寿福岡大会係」
(〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-27福岡県自治会館5階)
☎(651)3111



健康づくり ～血管を守ろう②～



健診を受けた
ほうがいいですよ

●まだまだ低い受診率

今年度の特定健康診査の申込者数は2856人(対象者の14.8%)。6月末の受診人数は1725人で、受診率は9%程度にとどまっています。

●なぜ受診率が大事

平成20年度から特定健康診査が導入されました。導入の目的は「生活習慣病の早期発見と予防の重視」。国は平成24年までに受診率65%を最大目標に定めました。

そして、75歳以上にかかる医療費(後期高齢者医療)への支援金額の増減が、受診率の達成度に応じて、医療保険者(国民健康保険など)に課せられることになりました。

●全国的な受診率

昨年度の受診率の全国平均は30.8%。最も高いのは宮城県(47.6%)です。ちなみに、福岡県は23.7%(47都道府県中41位)です。糸島市(旧市町別)は、前原23.7%、二丈28.8%、志摩22.5%で、平均すると25%でした。

●特定健康診査の対象

病院で定期検査をするから健診は受けないという話を耳にします。実は「定期受診」をしていても健診対象者となり、受診率に反映されます。主治医と相談の上、受診

8月末に送付します。

受診方法など詳しくは、同封の書類を確認してください。なお、現在行っているあこらや公民館が会場の集団健診の申し込みも間に合う場合があります。1年間、元気に過ごすために、特定健康診査を受けてください。

申し込み・問い合わせ
糸島市健康づくり課
☎(332)2069